



孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策について

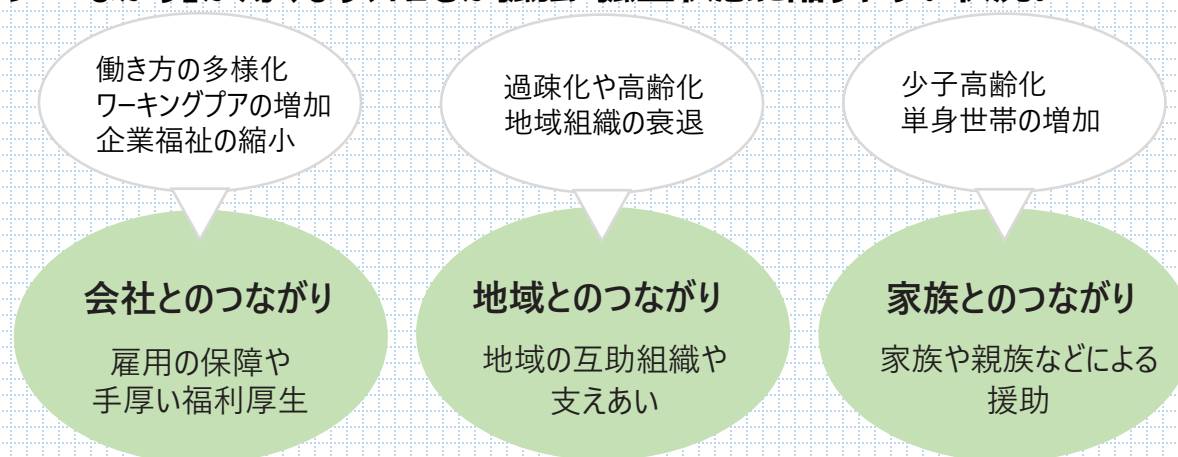
令和6年11月27日（水）

内閣府 孤独・孤立対策推進室参事官 松木 秀彰

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが**孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増※

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

※R1とR2を比較

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

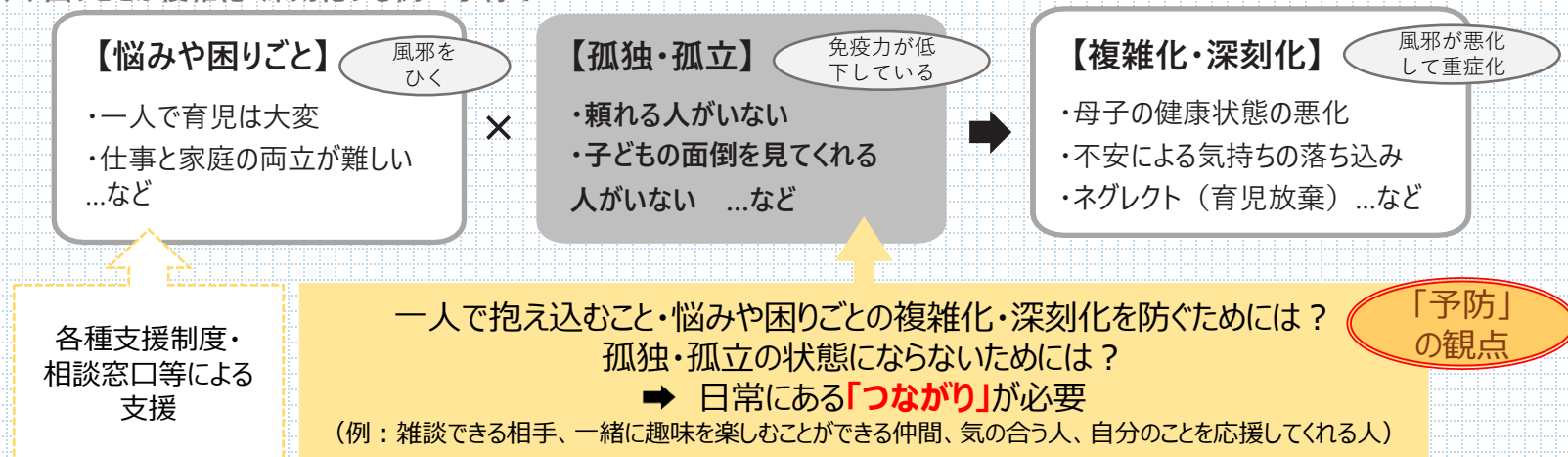
「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、**複雑化・深刻化**することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

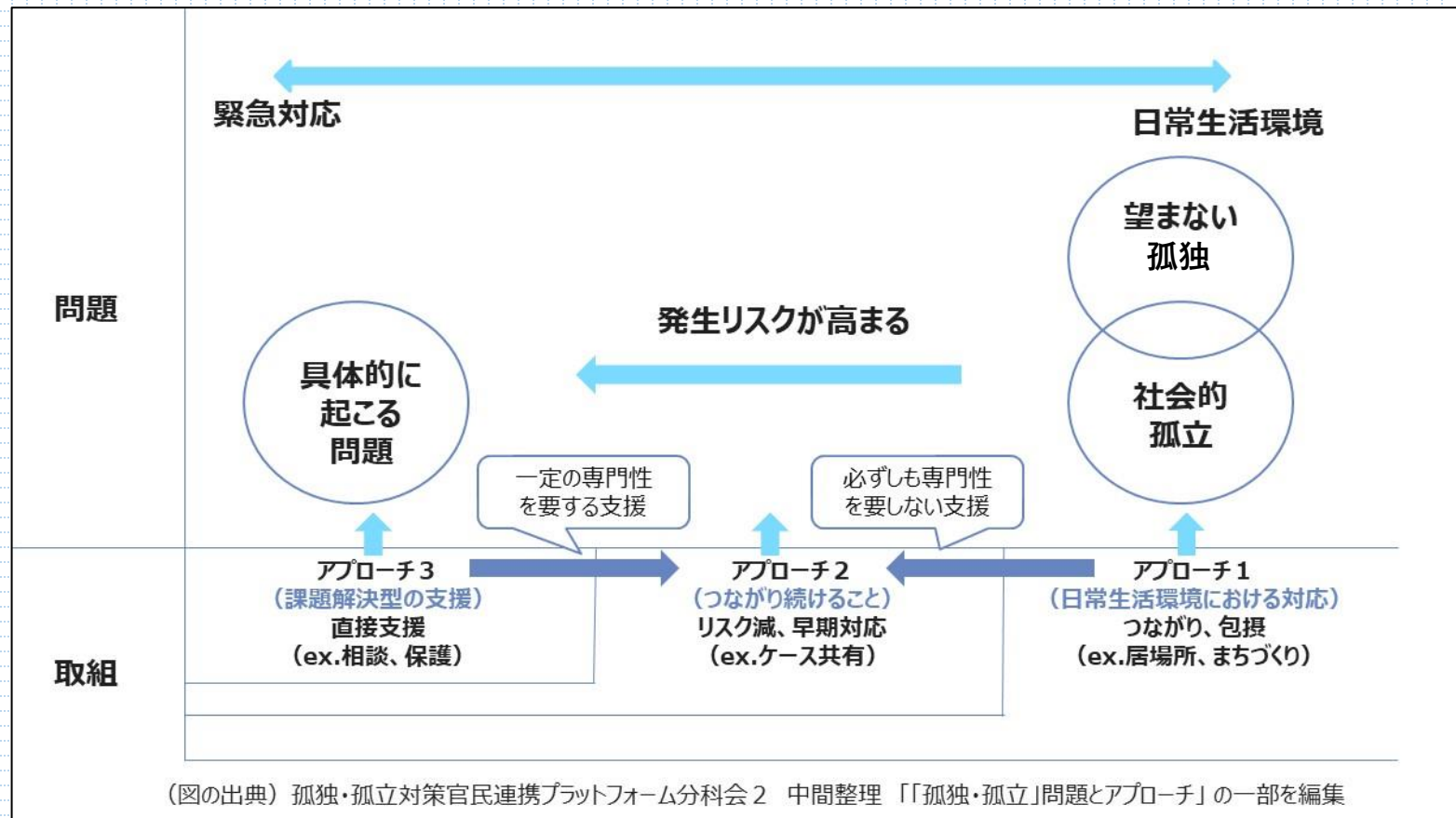
悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て



孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combating loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



Social isolation and loneliness have **serious health consequences.**

Their health risks are comparable to smoking daily, excessive drinking, and obesity.



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より①

約4～5割の人が孤独を感じている

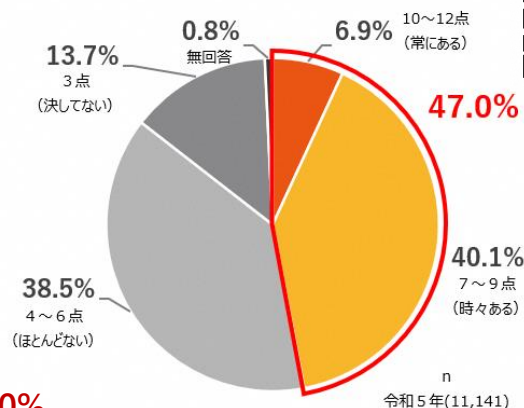
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

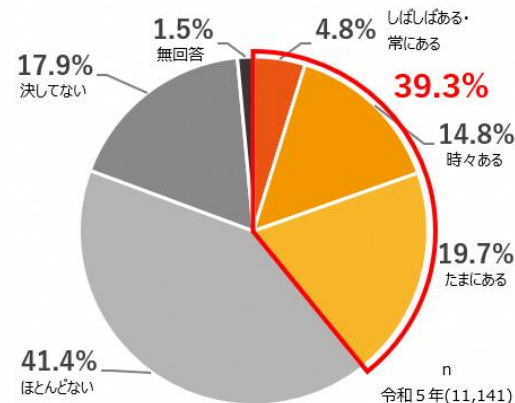
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



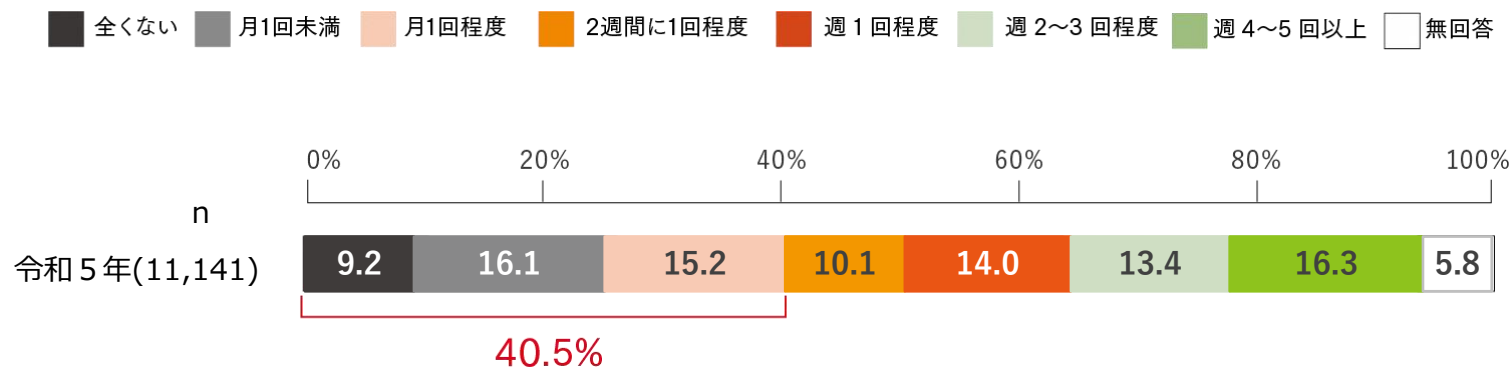
・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律

令和6年6月 法に基づく、
孤独・孤立対策重点計画の決定

孤独・孤立対策
を強化・深化

民間団体・NPO
との対話、連携

政府全体での対応、民・NPOとの連携がポイントだね！



あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



官民連携プラットフォーム設置



5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立。
こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策重点計画 (基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

➡ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握
 - ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
 - ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う
 - ① 居場所の確保
 - ② アウトリーチ型支援体制の構築
 - ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
 - ④ 地域における包括的支援体制等の推進
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化**する
 - ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
 - ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策重点計画

(令和6年6月11日

孤独・孤立対策推進本部決定)

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html



特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及び**NPO等**への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策重点計画（各府省庁の具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、**社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要**。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】



（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間における取組概要

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果)
- 初の本格実施となる本年は、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や機運醸成を図るため、全ての国民を対象とした広報・イベントを展開する。

孤独・孤立対策強化月間HP
https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/



広報

広報ポスター・ロゴ



◀ 幅広い年代や性別に親しみやすいデザインで、孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
全国の自治体、PF※会員団体、各交通事業者での掲示やSNSでの発信にて展開

▶ PF※会員へ月間ロゴマークの活用を呼びかけ



※PF：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

月間特設Webページ

◀ 孤独・孤立の問題の啓発、支援・相談窓口を探せるチャットボットの紹介、月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設

SNS広告、検索連動広告

Facebook、Instagram、X、YouTube、等において、広告を配信

Google、Yahoo!で関連ワードを検索した方に月間ページへの誘導バナーを表示



相談窓口・イベント

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

▶ 統一的な相談窓口体制の推進に向けた試行事業である孤独・孤立相談ダイヤルを5月2日～7日で開設

メタバース空間におけるイベント

2Dのメタバース空間を活用し、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

「孤独・孤立相談ダイヤル」の開設期間中は、メタバース上でも悩みを抱える当事者の相談を受け付ける



▽ 期間中には「つながりサポーター養成講座」や「NPO向けファンドレイジング講座」等のセミナーも開催する



【メタバース開設期間】 令和6年5月1日(水)～5月30日(木) 午前10時～午後6時
※5月2日(木)～6日(月)は相談窓口の受付時間に合わせて開設時間を午後10時まで延長

つながりサポーター

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の議論において、「『認知症サポーター養成事業』を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける」こととされたことを受け、「つながりサポーター」養成に関するカリキュラム等を検討

検討の方向性 ※サポーターの役割等についてはプラットフォームで今後検討予定

- ・ 一般市民を対象。
- ・ 孤独・孤立の問題について正しい知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人（つながりサポーター）を養成するためのカリキュラムやテキストを開発。
- ・ 「誰もが困ったときに気軽に声をあげられる・かけられる社会」の実現を目指す。

検討経過・今後の予定

<令和5年度>

- ・ 自治体、相談業務を担うNPO、有識者等を構成員とする検討会で試行実施用テキスト案、カリキュラム等を検討
- ・ 全国5か所で試行実施、検討会においてテキストやカリキュラムの改善を検討

<令和6年度>

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける検討を経て、本格実施開始（全国20か所程度）

「つながりサポーター養成講座」とは？

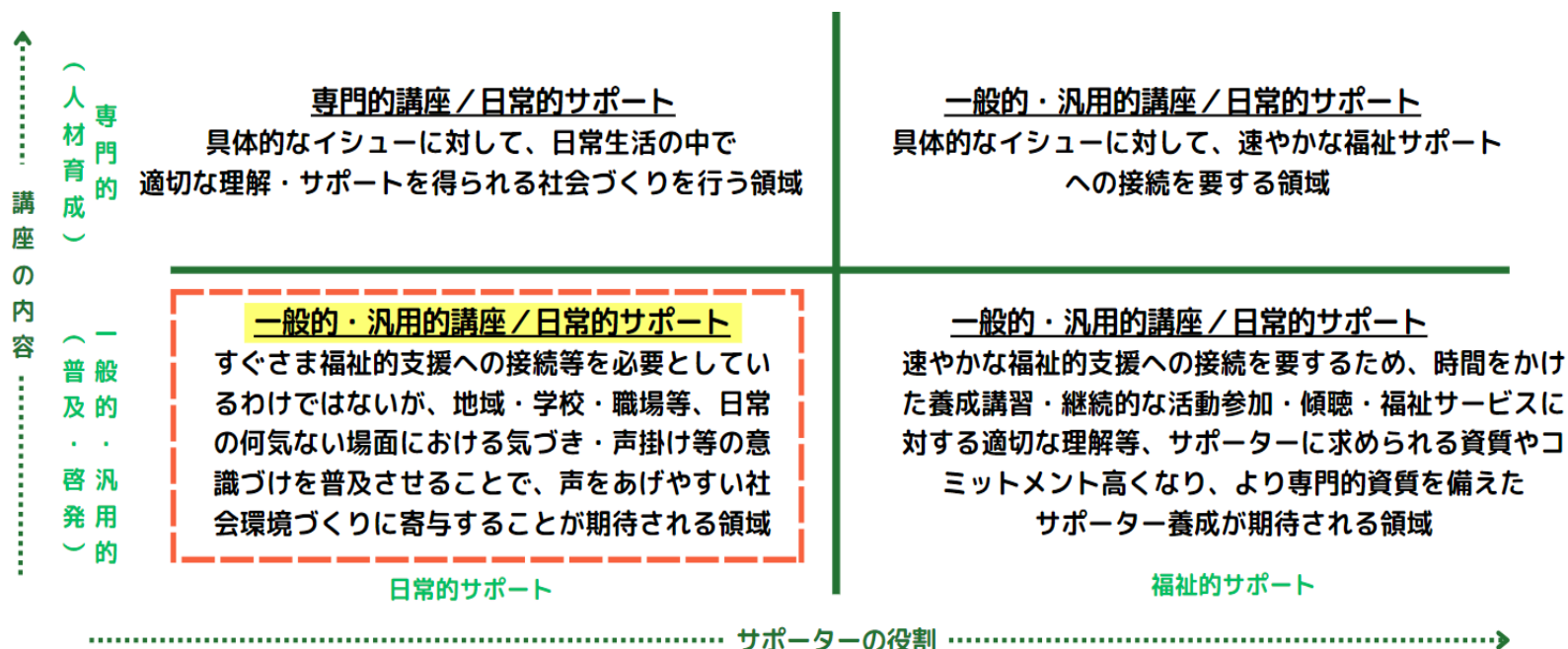
孤独・孤立に関する知識を学び、
みんなで孤独・孤立について考える場所が「つながりサポーター養成講座」です。
ここにいる皆さん同士のつながりも大切にしながら、
「誰もが困ったときに気軽に声を上げられる・かけられる社会」の実現に向けて、
一緒に踏み出していきましょう。



つながりサポーター養成講座の方向性について

つながりサポーター養成講座は、孤独・孤立に関する問題の普及・啓発を目的とする。

孤独・孤立にも関連する既存の養成講座が存在する中で、(ゲートキーパー、ひきこもりサポーター等) 近接する他領域の養成制度との棲み分けについて下図のとおり整理



つながりサポーター養成講座

→ 普段から福祉に携わっている人だけでなく、専門的知識をもたない国民全般も対象とした。

→ 専門家を育成するのではなく、日常の何気ない場面での気づきや声掛け等の意識づけを促し、声を上げやすい社会環境づくりをしてくための普及・啓発を主たる目的としている。

養成テキストについて

つながりサポーターの養成に必要な基礎的知識や求められる能力等をまとめた標準テキストを作成。
また、養成講座の将来的な展開に向けて、講師に特別な資質や能力を求めず、
誰でも講師を務めていただけるように、標準テキストの章ごとの時間配分の目安や、留意事項および各
スライドにおける解説例を示した“講師用テキスト”も作成。

	項目	時間目安
1	はじめに	5分
2	孤独・孤立の何が問題か	13分
3	つながりを考えてみよう	5分
4	調査結果からわかること	8分
5	困ったときどうする？	12分
6	相談窓口を知ろう	12分
7	地域の活動を知ろう	3分
8	最後に	2分
	参考資料	

<養成テキスト>



<講師用テキスト>

スライド5：孤独・孤立とはどのような状態？



前半では、「孤独・孤立とは何か？」という基本的な知識に加えて、誰もが孤独・孤立に陥りやすくなっている社会背景、身近にある孤独・孤立状態の例、孤独・孤立に関する調査データを紹介する。孤独・孤立は社会構造上発生しており、個人の責任（自己責任）ではないということ、他人事でなく自身や身近なところで発生している問題であることを説明。後半では、個人ワークを取り入れ、自分そして周囲の人が悩みや困りごとを抱えたときにできることを考えていただく。さらに具体的な行動例を示すことで基本的な対応を学ぶとともに、対応する相談窓口や地域活動を紹介する。

つながりサポーター養成テキスト(一部抜粋)①

はじめに

「つながりサポーター」とは？

いまの社会は、核家族化の進展や非正規労働者の増加などにより、家族や地域、会社などとのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっています。

孤独・孤立状態になると、最初は小さな困りごとであったものが、周囲に助けを求めることが難しく一人で抱えこんでしまうことで、複雑化・深刻化することがあります。



「つながりサポーター」は、なにか「特別なことをする人」「しなければならない人」ではありません。

孤独・孤立の問題について正しい知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人です。



孤独・孤立の問題はライフステージの変化や働く環境の変化など、誰にでも起こり得ます。まずは、孤独・孤立について正しく「知る」ことで、孤独・孤立の問題を偏見なく「自分ごと」として捉えていくことが大切です。

1

孤独・孤立とは？ 孤独・孤立の何が問題か

孤独・孤立とはどのような状態？

孤独・孤立とは、一般的には以下のように言われています。

「孤独」 主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」 客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す



孤独と孤立は密接に結びついています、

孤立しているが孤独を感じていない

孤立していないが孤独を感じている

ということもあり得ます。

大事な点は、一人でいても良いし、つながっても良いということ。「一人でいること」自体が問題ではなく、困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、困りごとが複雑化・深刻化するのが問題であるということです。



4

孤独・孤立とは？：つながりを考えてみよう

こちらは簡易版となります
詳細版は参考資料 (p36)へ

つながりを考えてみよう

あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。

問1

1. 決してない
2. ほとんどない
3. 時々ある
4. 常にある

あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

問2

1. 決してない
2. ほとんどない
3. 時々ある
4. 常にある

あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

問3

1. 決してない
2. ほとんどない
3. 時々ある
4. 常にある

9

孤独・孤立とは？ 調査結果からわかること

「調査結果の詳細は」

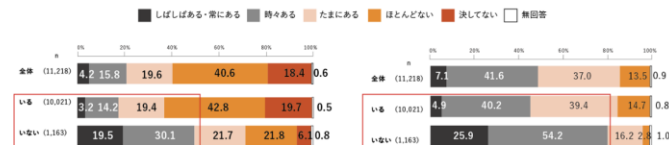


相談相手がいないと、孤独感を抱える割合が高い

不安や悩みの相談相手がいる人、いない人の孤独感？

不安や悩みの相談相手の有無
別孤独感 (直接質問)

不安や悩みの相談相手の有無
別孤独感 (間接質問)



直接質問

- ・ いる人 「しばしばある・常にある」が3.2%
- ・ いない人 「しばしばある・常にある」が19.5%

間接質問

- ・ いる人 「常にある」が4.9%
- ・ いない人 「常にある」が25.9%

17

つながりサポーター養成テキスト(一部抜粋)②

相談窓口を知ろう

地域の相談窓口は？

あなたの住んでいる地域の相談窓口について考えてみましょう。

以下の悩みや困りごとを抱えた際、どのような相談窓口が思い浮かびますか？

▼住まいがなくなった

▼借金のことで困っている

▼子育てで悩んでいる

▼親の介護について相談したい

▼つらい、死にたい、消えてしまいたい

相談窓口リストはp27へ

25

相談窓口を知ろう

相談窓口リスト

〇〇では、以下のような相談窓口を設置しています。

※自治体用テンプレート

【相談窓口】

▼〈悩みや困りごと〉ダミー。お金や生活に困っている
(場所) ダミー。生活自立相談支援センター
(連絡先) ダミー。000-000-0000 平日 0:00 ~ 0:00

▼ダミー。介護について相談したい
ダミー。地域包括支援センター
ダミー。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ電話または直接窓口にお問い合わせください

▼ダミー。子育てで悩んでいる
ダミー。子育て世代包括支援センター
ダミー。お住まいの地区を担当する窓口にお問い合わせください

▼ダミー。つらい、死にたい、消えてしまいたい
ダミー。障害保健福祉課
ダミー。000-000-0000 平日 0:00 ~ 0:00
(土日祝年末年始休み)

▼〈悩みや困りごと〉
(場所)
(連絡先)

【オンラインの相談窓口】

(名称) ダミー。まもろうところ
(連絡先) ダミー。000-000-0000
ダミー。月～金曜日 / 9:00 ~ 16:00



▼〈悩みや困りごと〉
(場所)
(連絡先)

(名称)
(連絡先)



27

相談窓口を知ろう

全国で利用できる相談窓口・支援制度は？

全国で利用できる相談窓口・支援制度にはどのようなものがあるか、把握しておきましょう。

悩みや困りごとのある方へ
＜まもろうところ＞
(厚生労働省)



学校でのいじめ等の悩みを
相談したいと思ったら
＜24時間子供 SOSダイヤル＞
(文部科学省)



性犯罪・性暴力の被害について
相談したいとき
＜性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター＞
(内閣府)



あなたに合った
相談窓口・支援制度と
つながれるチャットボット
＜あなたはひとりじゃない＞
内閣府孤独・孤立対策推進室



児童虐待かもと思ったら
＜児童相談所・児童相談所
虐待対応ダイヤル＞
(こども家庭庁)



配偶者等からの
暴力 (DV) かもと思ったら
＜DV相談ナビ＞
(内閣府)



悩みや困りごとを抱える人にこのような相談窓口や支援制度を紹介して、頼るよう促したり、一緒に窓口に行ったりすることも、サポーターにできることの一つです。

28

地域活動を知ろう

地域活動を知ろう

〇〇市では、以下のような地域活動を行っています。

詳しくは！



▼〈活動名・団体名〉ダミー。みんなでつくる子どもの居場所
(活動内容) 子ども教室の運営
(連絡先) 各区社会福祉課

▼〈活動名・団体名〉ダミー。町内会
(活動内容)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名〉ダミー。民生委員
(場所)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名〉ダミー。公民館活動
(場所)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名〉ダミー。ボランティア活動
(場所)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名〉ダミー。サークル活動
(場所)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名〉ダミー。居場所活動
(場所)
(連絡先)

▼〈活動名・団体名)
(場所)
(連絡先)

30

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・N P O等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援。
 - 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。（令和6年度都道府県向けについては、孤独・孤立対策推進交付金により支援）
- ※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）
※令和5年度実績 15団体（都道府県・政令指定都市 5団体、市区町村 10団体）
※令和6年度実績 32団体（都道府県・政令指定都市 21団体、市区町村 11団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

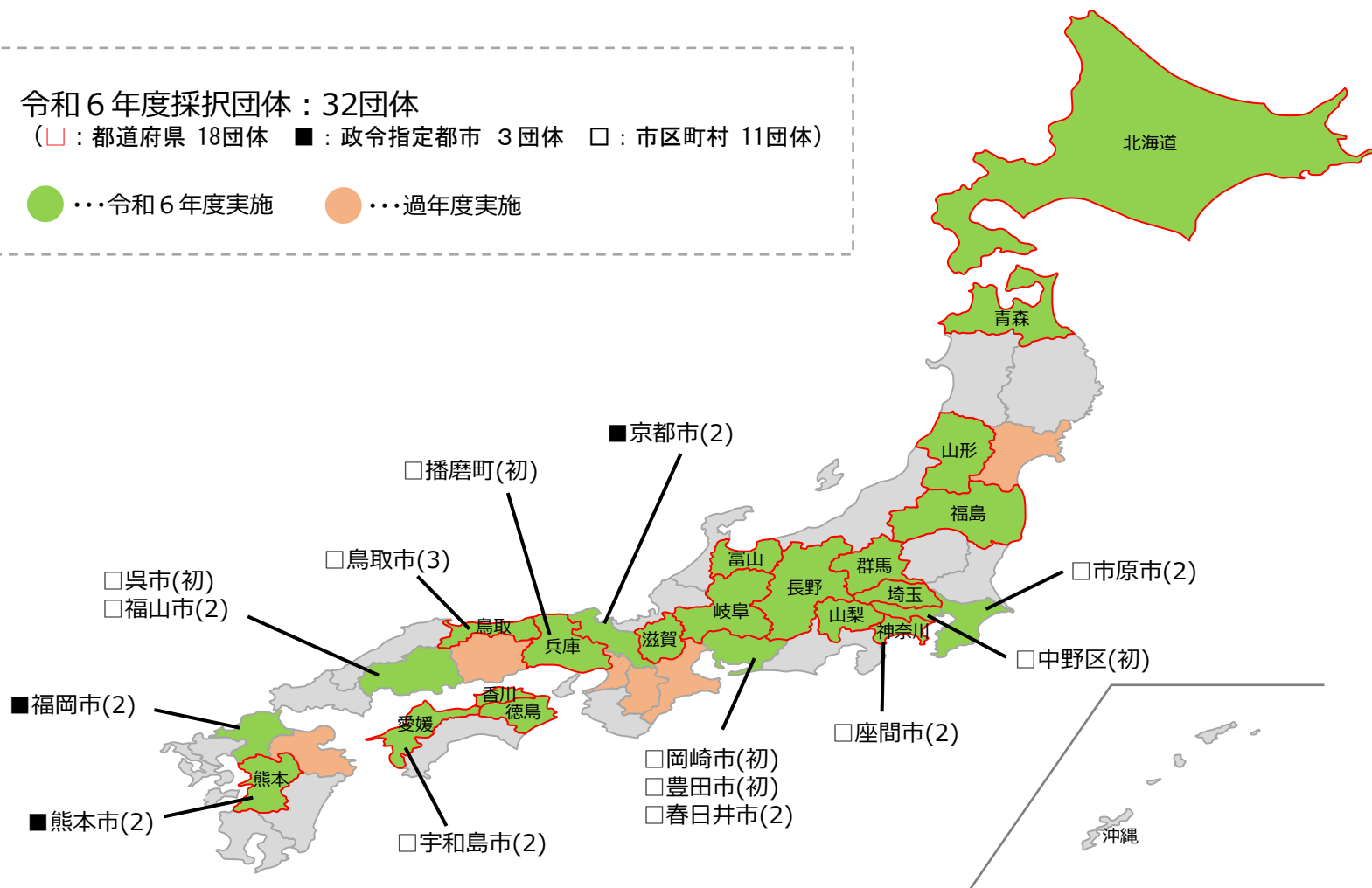
地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進 事業採択自治体マップ

令和6年度採択団体：32団体

(□：都道府県 18団体 ■：政令指定都市 3団体 □：市区町村 11団体)

● …令和6年度実施

●…過年度実施



地方公共団体における孤独・孤立対策の推進（自治体向け資料より）

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれの
エンパワーメントを目指す
「**水平的連携**」

官：**部局横断的な**庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にと
どまらない**多様な主体の参画**
（例 文化/芸術/スポーツの市民
活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 （略）

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が
設置する各種機関
(保健所・保健セン
ター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等
の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委
員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の
市民活動団体
(スポーツクラブ、
文化芸術サークル、
環境保全NPO 等)
- ・生協、農協、漁協、
労働者協同組合
等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、
情報の交換を行うとともに、当事者等への
具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て